平成２４年（フ）第１３０２号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地１―30―203
債務者　武藤　浩子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
新潟県長岡市大山１丁目５番地３
債務者　吉水　潤多
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
新潟県柏崎市米山台２丁目２番１号
債務者　船木　政子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２５１９号
愛知県半田市中町３丁目３番地
債務者　村田　きぬ
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１４号
岡山県倉敷市玉島勇崎676番地２
債務者　西澤　佳子（旧姓谷）
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２２３号
岡山県倉敷市北畝６丁目９番27号　ディリジェントⅡB202
債務者　安原　　滋
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１１０９号
さいたま市桜区大字上大久保721番地８　コートビレッジB―106号室
債務者　長田　　実
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１３３号
埼玉県加須市柳生2782番地、旧住所埼玉県越谷市東越谷７丁目3001番地９
債務者　石川　龍也
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３４５号
埼玉県戸田市笹目７丁目６番地の27　ジョイハウス101号室
債務者　長谷　明大
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５９８号
埼玉県比企郡川島町大字中山1100番地　中山ハイツC101号室
債務者　伊藤　義博
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６３５号
埼玉県富士見市大字下南畑3207番地
債務者　並木　初江
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１２２５号
埼玉県朝霞市三原３丁目31番32号　サンハイツ霞207、破産申立時の住所埼玉県朝霞市朝志ケ丘１丁目２番１―1308号
債務者　坂本　君子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２３３号
さいたま市南区文蔵５丁目19番17号　島田アパート202
債務者　望月八重子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２６６号
埼玉県川口市前上町14番１号　ユメッツ前上202号、旧住所埼玉県川口市上青木２丁目41番18号
債務者　鈴木　輝男
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３４６号
さいたま市桜区大字大久保領家102番地１　クレストⅡ102
債務者　根本久美子（旧姓高島）
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３５５号
埼玉県桶川市大字坂田183番地の２　桶川坂田ウェスト住宅107号、住民票上の住所埼玉県桶川市末広３丁目15番８号
債務者　飯田ミサエ
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５０２号
埼玉県三郷市鷹野４丁目249番地２
債務者　船田　美香（旧姓金田）
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係